

○ 令和7年6月10日申請（令和7（争）第1号）（設備の設置・保守等）

（1）経過

令和7年	
6月10日	日本先進通信株式会社（以下「日本先進通信」という。）より、あっせんの申請。（⇒（2））
11日	委員会から、A社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
27日	あっせん委員（三尾委員長代理、眞田特別委員、柴田特別委員）の指名。
7月11日	A社から、答弁書の提出。（⇒（3））
11日	日本先進通信から、A社からの答弁書（7月11日付け）に対する意見書の提出。
23日	あっせん委員による審議。
8月6日	あっせん委員による審議。
8日	両当事者からの意見聴取。（第1回目）
12日	日本先進通信から、第1回意見聴取を踏まえた資料の提出。
9月5日	A社から、第1回意見聴取を踏まえた提案（日本先進通信による自前工事の可否の確認方法等）の提出。
9月12日	あっせん委員による審議。
18日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
19日	日本先進通信から、あっせん委員からの質問（9月18日付け）に対する回答。
26日	A社から、あっせん委員からの質問（9月18日付け）の一部に対する回答。
29日	A社から、あっせん委員からの質問（9月18日付け）の残りの部分に対する回答。
30日	両当事者から意見聴取。（第2回目）
10月7日	あっせん委員から、A社に対し、質問を送付。
17日	A社から、あっせん委員からの質問（10月7日付け）に対する回答。
28日	あっせん委員による審議。
28日	日本先進通信から、意見書の提出。
29日	両当事者からの意見聴取。（第3回目）
11月6日	A社から、日本先進通信からの意見書（10月28日付け）に対する意見書の提出。
11日	日本先進通信から、A社からの意見書（11月6日付け）に対する意見書の提出。
17日	A社から、日本先進通信からの意見書（11月11日付け）に対する意見書の提出。
19日	両当事者からの意見聴取。（第4回目）
12月2日	あっせん委員（小川委員）の追加指名。
10日	A社から、日本先進通信からの意見書（11月11日付け）及び第4回意見聴取を踏まえた提案（日本先進通信による自前工事の可否の確認費用の概算額（以下「概算額」という。））の提出。

12日	日本先進通信から、A社からの提案（12月10日付け）に対する意見書の提出。
15日	あっせん委員による審議。
17日	両当事者からの意見聴取。（第5回目）
令和8年	
1月21日	A社から、第5回意見聴取を踏まえた再提案（見直し後の概算額）の提出。
24日	日本先進通信から、A社からの再提案（1月21日付け）に対する意見書（最終意見書及び解決案）の提出。
2月3日	A社から、日本先進通信からの意見書（1月24日付け）に対する回答。
7日	日本先進通信から、A社からの再提案（1月21日付け）に対する意見書（受諾不可の旨の回答及び修正案の要望）。
	（両当事者において直接協議を実施。）
5月8日	日本先進通信が、申請の取下げ。（⇒（4））
12日	委員会からA社に対し、申請の取下げがあった旨通知。

（2）申請における主な主張

日本先進通信は、A社がA社局舎内において自前工事を行う施工会社に求める条件によれば、認定電気通信事業者である日本先進通信自身も工事が行えない等、当該条件が厳しすぎるとして、その緩和を求めたが、A社は、作業誤り等による影響がA社や他の電気通信事業者の電気通信設備等へ波及し得ることから認められないとの考えであり、日本先進通信は当該条件に係る協議が不調となったものと判断し、当該条件を緩和すること（具体的には認定電気通信事業者であることを当該条件に追加、自ら工事を実施できるようにすること）を求める。

（3）答弁書における主な主張

A社は、安全性の確保、工事事故・他事業者設備への影響発生確率の低減、エンドユーザへの通信断影響を含む社会的な影響の大きさ、A社及び第三者への加害時の賠償可能性等を考慮して、自前工事实施に係る基準を設けており、当該基準を満たす企業も複数存在することから、当該基準は過剰に厳しいものにはなっておらず、安全性を確保するために適切な基準である。また、日本先進通信から要望された、認定電気通信事業者であることをもって日本先進通信自ら工事を実施できるようにすることについては、認定電気通信事業者の審査は、認定を受けた電気通信事業を確実に施行し、安定的に役務提供を行うことができるかどうかを審査するものであって、工事施工能力や賠償責任能力を評価するものではなく、現在の基準の代替たる客観的な判断基準として採用することは受け入れがたい。

（4）あっせん申請取下げについての事情説明

日本先進通信は、A社と協議をした結果、令和7年6月10日に電気通信紛争処理委員会に対して行ったあっせん申請について取り下げる。